

天領

Vol. **63**
2018/3



CONTENTS

| | |
|---|----|
| ●「新春経済後援会」を開催 | 1 |
| ●平成29年度 石見大田税務署長納税表彰式 | 2 |
| ●税を考える週間行事2017 ミニ税金フォーラム | 3 |
| ●e-Taxを使った納税証明書のオンライン請求をご利用ください | 4 |
| ●国税の納付はダイレクト納付をご利用ください | 6 |
| ●消費税および地方消費税の納税は期限内に | 8 |
| ●青年部だより 新租税教育プログラムと 「税から見た石見銀山」アニメ 全国青年の集い高知大会で発表 | 10 |
| ●大田市の企業訪問 有限会社 中和電機公司 | 12 |
| ●女性部会 e-Taxと法人会をPR | 15 |
| ●石見銀山を彩った人々 幕末の石見銀山 ～長州軍と祖式信頼～ | 16 |
| ●石見神楽広域連絡協議会より感謝状を受章 | 22 |
| ●第6回 大田市子ども神楽大会 | 23 |
| ●田中公道さん半寿記念のリサイタル開催 | 24 |
| ●島根ふるさとフェア2018 | 25 |
| ●大同生命保険株式会社 | 26 |
| ●アフラック（アメリカンファミリー生命保険会社） | 27 |
| ●税のこぼれ話 ～ずぼら・どんぶり勘定～ | 28 |
| ●編集後記 | 28 |
| ●AIG損害保険株式会社 | 29 |

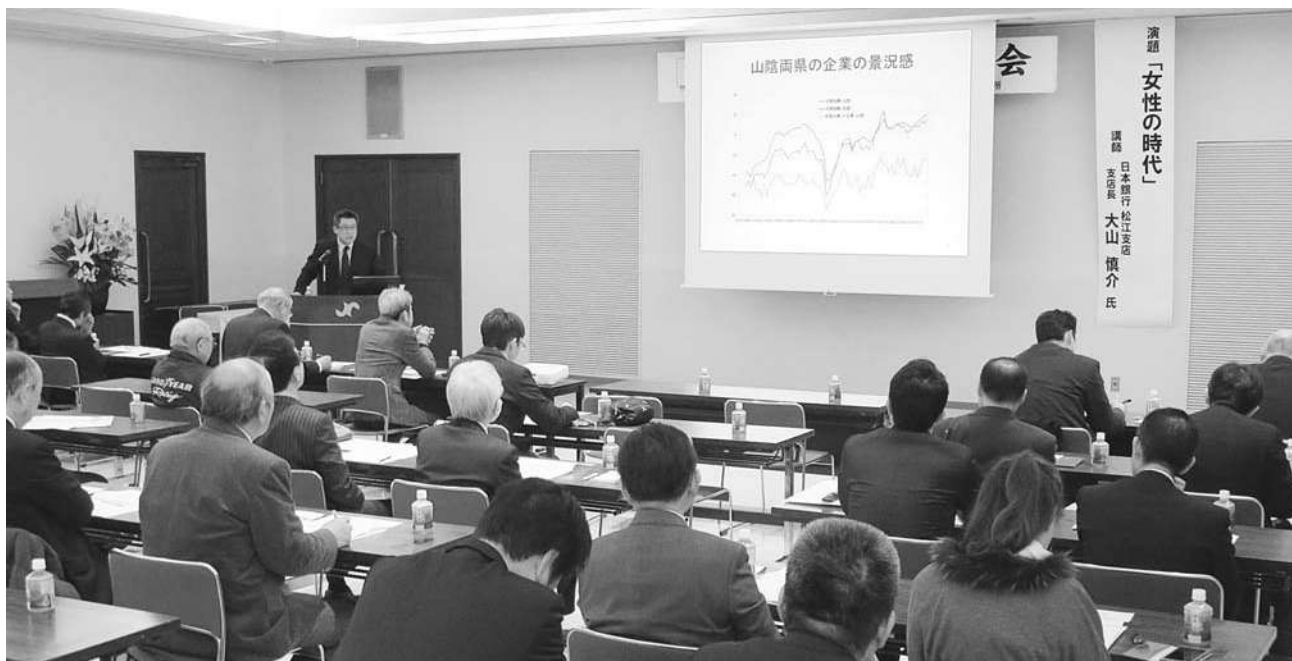
■ 開通を待つ大田朝山IC

平成30年3月18日、「山陰道」の一部となる朝山・大田道路（大田朝山IC～大田中央・三瓶山IC）間の6.3kmが開通しました。

同道路の開通により、従来の国道9号で交通難所となっていた仙山峠を回避することで、当該区間の安全性の向上が図られるとともに、地域経済の発展に繋がるものと期待されています。

また、大田朝山ICでは、信号のない環状交差点が二つ近接する「ツインラウンドアバウト」が全国で初めて設けられました。

日本銀行 松江支店長を迎えて 「新春経済講演会」を開催



去る、2月8日（木）、大田商工会議所（大田町）において、日本銀行松江支店長大山慎介氏をお招きし、当法人会恒例の新春経済講演会を開催しました。

講演のテーマは「女性の時代」、昨今の国内金融市場の動向や山陰地域の経済環境の変化による課題を踏まえ、全国的に大きな問題となっている「人手不足」について触れられ、各種データを基に労働生産性の向上や女性活躍推進の重要性などについて話され、いくつかの提案も示されました。

また、メディア等でとりあげられる機会が多くなった「ビットコイン」の概要や課題についても話されました。

会場には50名余りが集い、熱心に聴講していました。

〈講演内容～抜粋〉

- ・ 山陰両県の企業の景況感・日本の実質GDPと潜在成長率
- ・ 企業の生産性向上策・非製造業の人手不足感と省力化投資
- ・ 最近の省力化投資の特徴
- ・ 山陰の企業の評価＝生産性の向上
- ・ ビットコイン取引の通貨別シェア

新入会員紹介（順不同）

| 法人名 | 住所 | 法人名 | 住所 |
|----------------|--------|---------|---------|
| 医療法人 真施会 秦歯科医院 | 大田市大田町 | (株)石原建築 | 大田市祖式町 |
| (有)はあ～と交通 | 大田市久手町 | 合同会社青笹組 | 大田市温泉津町 |
| (有)三島パーツ | 大田市久手町 | (株)協悠 | 大田市温泉津町 |
| (株)長嶋組 | 大田市久手町 | (株)ますや | 大田市温泉津町 |

平成29年度 石見大田税務署長納税表彰式

(公社)石見大田法人会 常任理事 **内藤 芳秀 氏**

(公社)石見大田法人会 青年部会 **林 陽一 氏**に石見大田税務署長表彰

(公社)石見大田法人会 理事 **細田 年成 氏**に石見大田税務署長感謝状

石見大田税務署の平成29年度納税表彰式は、「税を考える週間」の11月14日に大田商工会議所において挙行されました。

表彰式では、鳥根県西部県民センター県央事務所長をはじめ、各税務団体代表の方々のご臨席のもと、永年にわたって申告納税制度の普及発展と納税道義の高揚に功績のあった個人並びに国税電子申告・納税システム（e-Tax）の普及推進に努められた個人に、武藤石見大田税務署長から表彰状及び感謝状が贈呈されました。

石見大田税務署長納税表彰は、(公社)石見大田法人会の活動を通じて納税道義の高揚に功績のあった常任理事の内藤芳秀氏と、理事（青年部会長）の林 陽一氏に贈呈されました。

石見大田税務署長感謝状は、団体の活動を通じて納税道義の高揚に功績のあった、石見大田青色申告会連合会副会長の大塚行徳氏と(公社)石見大田法人会理事の細田年成氏、租税教育の推進を通じて納税道義の高揚に功績のあった、大田市立川合小学校教諭の丸亀貴彦氏、e-Taxの普及推進に功績のあった、税理士の田中昭一氏に贈呈されました。

武藤税務署長は式辞の中で、「受彰者の方々のご尽力に対し、心から敬意と感謝を表する次第です。」と述べ、更なる税務行政への理解と支援を求められました。

ご来賓の祝辞の後、受賞者を代表して林 陽一氏が謝辞を述べ、表彰式を終えました。

栄えある受彰をお祝いするとともに、今後ますますのご活躍、ご健康をお祈り申し上げます。

■ 石見大田税務署長表彰



(公社)石見大田法人会
常任理事 **内藤 芳秀 氏**



(公社)石見大田法人会
理事(青年部会長) **林 陽一 氏**

■ 石見大田税務署長感謝状



(公社)石見大田法人会
理事 **細田 年成 氏**



税を考える週間行事2017 ミニ税金フォーラム



当会の「税を考える週間」事業として、本年も2地区においてミニ税金フォーラムが開催されました。参加者には、クイズ形式により、楽しみながら税知識を深めていただきました。

両地区とも主催者より挨拶、来賓紹介の後、石見大田税務署の武藤署長に挨拶をしていただきました。

税金クイズは、3択の勝ち抜き戦で行われ、第1問は全員正解でしたが、徐々に問題が難しくなり、最後は正解数の多い人での決勝戦を行いました。

問題は、国の財政問題や消費税、関税等幅広く

出題され、マイナンバー制度や大田市の税金に関わる内容を盛り込んだ問題も出されました。

両会場とも正解率が高く、優勝者が決まるまで大接戦となりました。終始和やかな雰囲気の中で、参加者同士の懇親も深まりました。

また税務署より税制改正のお知らせ、各種保険制度について大型保障制度の説明が大同生命より、ガン保険制度の説明がアメリカンファミリーよりありました。

各会場の優勝者は以下のとおりです。受賞された皆様おめでとうございます。お忙しい中参加していただいた方、ありがとうございました。

【西部地区】

日時:2017年11月13日 場所:温泉津町 のがわや旅館

| | | |
|-----|----------|-------|
| 優勝 | (株)協悠 | 森田 修二 |
| 準優勝 | (有)新光産業 | 荊尾美和子 |
| 3位 | (有)石央オート | 川口 登 |

【東部地区】

日時:2017年11月15日 場所:波根町 (有)水明館

| | | |
|-----|----------------|-------|
| 優勝 | 大田生コンクリート(株) | 福島 淑美 |
| 準優勝 | (株)シグナル | 山崎 耕二 |
| 3位 | 島根中央信用金庫 大田営業部 | 水田 準平 |



イータックス
e-Taxを使った
納税証明書の
オンライン請求を
ぜひご利用ください!!

とても
便利!

▶ スマートフォンやタブレット端末からでも利用できます。

自宅等で
請求データを作成

自宅等のパソコンや
スマートフォン、
タブレット端末で
納税証明書請求
データを作成します。



税務署窓口で
本人確認後に受取

窓口で書面により
請求する場合と比べ
短い時間で
受け取れます。



(請求日当日の受取を指定された
場合には、多少お時間をいただく
ことがあります。)

オンライン請求

※電子署名及び電子証明書の
送信が不要です!!

メリット

1

手数料が安価です。

1 税目 1年度
1 枚 370円
(通常400円)

メリット

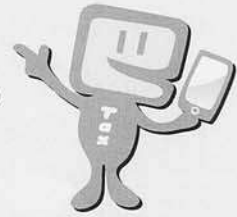
2

窓口での待ち時間が
短縮できます。

税 国税庁

詳しい手続は裏面を
ご覧ください。

オンライン請求の手順



納税証明書のオンライン請求に当たっては、e-Taxホームページ(www.e-tax.nta.go.jp)のe-Taxソフト(WEB版)またはe-Taxソフト(SP版)をご利用ください。
代理人による請求データの送信と税務署窓口での受取も可能です。
(代理人による受取には委任状が必要となります。)

1 自宅等のパソコンやスマートフォン等で納税証明書請求データを作成

- ▶ e-Taxホームページ(www.e-tax.nta.go.jp)のe-Taxソフト(WEB版)から作成できます。メインメニューの「申告・申請・納税」内の「新規作成」から、「納税証明書の交付請求(署名省略分)」を選択し作成してください。
 - ▶ スマートフォンやタブレット端末をご利用の方は、e-Taxソフト(SP版)から作成できます。
(右のコードからアクセスしてください。www.e-tax.nta.go.jp/sp/index.html)⇒
- (注) e-Taxを初めてご利用になる場合は、開始届出書をオンラインで作成・提出し、利用者識別番号を取得してください。



2 オンライン請求

- 画面表示に従い必要事項を入力し、「送信」をクリック(タップ)してください。
(注) 請求データの送信に電子署名及び電子証明書の添付は不要です。

3 税務署窓口で本人確認

- ▶ 税務署窓口で本人であることが確認できる本人確認書類(運転免許証など)及び個人に係る請求の場合には番号確認書類(マイナンバーカードなど)をご提示ください。
- ▶ 代理人による受取には、委任状及び代理人の本人確認書類(運転免許証など)のほか、個人に係る請求の場合には本人の番号確認書類(マイナンバーカードなど)の写しが必要です。
- ▶ 本人確認書類の種類により、1枚の提示で足りるものと2枚の提示が必要なものに分かります。
- ▶ 詳しくは国税庁ホームページ(www.nta.go.jp)をご確認ください。

4 納税証明書の受取 手数料を納付し、納税証明書を受け取ります。

郵送
または
電子ファイルで
受け取る
場合

本人の電子署名を付与し、電子証明書を添付して送信することで、次の方法により納税証明書を受け取ることができます。

(注) e-Taxソフト(SP版)では、ご利用になれません。

電子証明書の取得やICカードリーダーの購入等の事前準備が必要です。

インターネットバンキングやATM等からペイジーを利用して手数料(郵送の場合は手数料+郵送料)を電子納付する必要があります。

- ① 郵送で書面受取(別途郵送料がかかります。)
- ② e-Taxで電子納税証明書(電子ファイル)をダウンロード(ダウンロードした電子ファイルは有効期間内であれば何度でもお使いいただけます。)(注) あらかじめ、提出先に電子納税証明書(電子ファイル)の提出が可能か確認してください。



e-Taxの
利用可能時間

月曜日～金曜日の8時30分～24時(祝日等及び12月29日～1月3日を除きます。)

5月、8月、11月の最後の土曜日及び日曜日の8時30分～24時

※利用可能時間については、メンテナンス作業等により変更する場合や、時期により延長する場合がありますので、事前にe-Taxホームページでご確認ください。

e-Taxホームページ www.e-tax.nta.go.jp イータックス

検索

利用開始の手続、利用可能時間、パソコンの推奨環境、e-Taxソフトの操作方法、よくある質問(Q&A)に関する最新の情報についてe-Taxホームページで詳しくお知らせしておりますのでご覧ください。
e-Taxソフト・確定申告書等作成コーナーの事前準備、送信方法、エラー解消などに関するご質問は、「e-Tax・作成コーナーヘルプデスク」(TEL.0570-01-5901)へお問い合わせください。
ヘルプデスクの受付時間は、月曜日～金曜日 9時～17時(祝日等及び12月29日～1月3日を除きます。)です。

リサイクル適性(A)

この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。

H29. 9

／ 国税の納付は、／

簡単・便利な

ダイレクト納付

をご利用ください



ダイレクト納付とは…

事前に税務署に届出をしておけば、e-Taxを利用して電子申告・徴収高計算書データの送信又は納付情報登録依頼をした後に、簡単な操作で、届出をした預貯金口座からの振替により、即時又は指定した期日に納付することができる便利な電子納税の納付手段です。



スマホ・タブレットでもOK!

簡単

- インターネットを利用できるパソコンがあれば、利用可能です！
- インターネットバンキングの契約が不要です！
- 利用者識別番号（ID）と暗証番号（PW）のみで納付手続きが行えます！
⇒ **電子証明書の添付やICカードリーダライタは不要です。**

便利

- 金融機関や税務署の窓口に出向く必要がありません！
⇒ **源泉所得税を毎月納付している方に便利です。**
- 即時又は納付日を指定して納付することができます！
- 納付する際に、預貯金口座を選択できます！

ダイレクト納付を利用するには



ダイレクト納付利用可能金融機関に預貯金口座がある
利用可能金融機関は国税庁ホームページ（www.nta.go.jp）でご確認ください。



利用者識別番号を取得する
e-Taxホームページ（www.e-tax.nta.go.jp）から、「e-Taxの開始届出書」をオンラインで提出し、利用者識別番号を取得してください（即時発行されます）。



ダイレクト納付利用届出書を提出する
「ダイレクト納付利用届出書」（P3）にご利用になれる預貯金口座を記載し、署名、押印の上、書面で税務署に提出してください。
なお、納付する際に預貯金口座を選択するには、ご利用になれるすべての預貯金口座についてあらかじめ「ダイレクト納付利用届出書」を提出しておく必要があります。

※ダイレクト納付が利用可能となるまでには、「ダイレクト納付利用届出書」を書面で提出してから、1か月程度かかります。

その他の電子納税

ダイレクト納付のほか、ペイジーに対応した金融機関を利用すれば、インターネットバンキングやモバイルバンキング、又はATMを利用して電子納税ができます（ダイレクト納付同様、電子証明書等は不要です）。インターネットバンキング等による電子納税が利用可能な金融機関（インターネットバンキング等の利用の可否）については、Webサイト「ペイジー（www.pay-easy.jp）」でご確認ください。

（注）電子納税を利用する場合、事前に「電子申告・納税等開始届出書」（e-Taxの開始届出書）を提出し、「利用者識別番号」を取得する必要があります。



インターネットバンキングで電子納税

金融機関とインターネットバンキングの契約をしておけば、金融機関のインターネットバンキングにログインし、インターネットバンキングの画面から納税することができます。



モバイルバンキングで電子納税

金融機関とモバイルバンキングの契約をしておけば、お持ちの携帯端末から金融機関のモバイルバンキングにログインし、モバイルバンキングの画面から納税することができます。



ATMで電子納税

インターネットを利用できる環境がなくても、金融機関のATMから納税することができます。

（注）ATMのご利用が可能な金融機関は、みずほ銀行、三菱東京UFJ銀行、三井住友銀行、りそな銀行、埼玉りそな銀行、荘内銀行、七十七銀行、群馬銀行、足利銀行、千葉銀行、横浜銀行、近畿大阪銀行、南都銀行、広島銀行、福岡銀行、親和銀行、東和銀行、京葉銀行、熊本銀行、ゆうちょ銀行です。（平成29年9月末現在）

スマートフォンやタブレット端末からも電子納税（ダイレクト納付）が利用できます。
詳しくはe-Taxホームページ（www.e-tax.nta.go.jp）をご覧ください。



利用可能時間



電子納税の利用可能時間

下記のe-Taxの利用可能時間内で、かつ、ご利用の金融機関のシステムが稼働している時間となります。

e-Taxの利用可能時間

月曜日～金曜日の8時30分～24時（祝日等及び12月29日～1月3日を除きます。）
5月、8月、11月の最後の土曜日及び日曜日の8時30分～24時

※利用可能時間については、メンテナンス作業等により変更する場合や、時期により延長する場合がありますので、事前にe-Taxホームページでご確認ください。



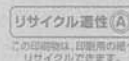
e-Taxホームページ
www.e-tax.nta.go.jp

イータックス

検索

利用開始の手続、利用可能時間、パソコンの推奨環境、e-Taxソフトの操作方法、よくある質問（Q&A）に関する最新の情報についてe-Taxホームページで詳しくお知らせしておりますのでご覧ください。

e-Taxソフト・確定申告書等作成コーナーの事前準備、送信方法、エラー解消などに関するご質問は「e-Tax・作成コーナーヘルプデスク」（TEL.0570-01-5901）へお問い合わせください。
ヘルプデスクの受付時間は、月曜日～金曜日 9時～17時（祝日等及び12月29日～1月3日を除きます。）です。



平成29年12月

□消費税及び地方消費税の納税は期限内に

消費税及び地方消費税率は、**8.0%**です。基準期間の課税売上高が1,000万円を超える事業者は課税事業者として消費税及び地方消費税の申告・納付が必要です！

基準期間とは、原則として、個人事業者についてはその年の前々年、法人についてはその事業年度の前々事業年度をいいます。
 例えば、個人事業者の場合、平成27年の課税売上高が1,000万円を超えていれば、平成29年は消費税の課税事業者となります。
 (注) 基準期間の課税売上高が1,000万円以下であっても、特定期間の課税売上高が1,000万円を超える場合は、課税事業者になります。
 なお、特定期間における1,000万円の判定は、課税売上高に代えて給与等支払額の合計額によることもできます。
 詳しくは、国税庁ホームページ (<http://www.nta.go.jp>) をご参照ください。

期限内納付のために

課税事業者の方は、期限内納付のための納税資金の積立てをお願いします！

次の表は、簡易課税制度適用事業者の方用に、業種別に積立目安月額を表示したものです。
 ※ 例えば、小売業で課税売上高が2,000万円の場合、月々の積立額は約27,000円（各月売上高×売上に対する納税額の目安率1.6%）となります。

| 区分 | 卸売業 (第1種事業) | | 小売業 (第2種事業) | | 農業、林業、漁業、 建設業、製造業など (第3種事業) | | 飲食店業など (第4種事業) | | 金融・保険業、 運輸通信業、 サービス業など (第5種事業) | | 不動産業 (第6種事業) | |
|-------------------|----------------|-------------------|----------------|------------|-----------------------------------|------------|-------------------|------------|---|------------|-----------------|------------|
| | みなし仕入率 | 売上に対する 納税額の目安率 | 年間 税額 | 積立目安 月額 | 年間 税額 | 積立目安 月額 | 年間 税額 | 積立目安 月額 | 年間 税額 | 積立目安 月額 | 年間 税額 | 積立目安 月額 |
| みなし仕入率 | 90% | 0.8% | | | | | | | | | | |
| 売上に対する 納税額の目安率 | | | | | | | | | | | | |
| 年間課税 売上高 | 万円 | 万円 | 万円 | 万円 | 万円 | 万円 | 万円 | 万円 | 万円 | 万円 | 万円 | 万円 |
| 各月 売上高 | 84 | 125 | 167 | 209 | 250 | 84 | 125 | 167 | 209 | 250 | 84 | 125 |
| 年間 税額 | 8 | 12 | 16 | 24 | 32 | 8 | 12 | 16 | 24 | 32 | 8 | 12 |
| 積立目安 月額 | 0.7 | 1.0 | 1.4 | 2.0 | 2.7 | 0.7 | 1.0 | 1.4 | 2.0 | 2.7 | 0.7 | 1.0 |
| 年間 税額 | 16 | 24 | 32 | 40 | 48 | 16 | 24 | 32 | 40 | 48 | 16 | 24 |
| 積立目安 月額 | 1.4 | 2.0 | 2.7 | 3.4 | 4.0 | 1.4 | 2.0 | 2.7 | 3.4 | 4.0 | 1.4 | 2.0 |
| 年間 税額 | 24 | 36 | 48 | 60 | 72 | 24 | 36 | 48 | 60 | 72 | 24 | 36 |
| 積立目安 月額 | 2.0 | 3.0 | 4.0 | 5.0 | 6.0 | 2.0 | 3.0 | 4.0 | 5.0 | 6.0 | 2.0 | 3.0 |
| 年間 税額 | 32 | 48 | 64 | 80 | 96 | 32 | 48 | 64 | 80 | 96 | 32 | 48 |
| 積立目安 月額 | 2.7 | 4.0 | 5.4 | 6.7 | 8.0 | 2.7 | 4.0 | 5.4 | 6.7 | 8.0 | 2.7 | 4.0 |
| 年間 税額 | 40 | 60 | 80 | 100 | 120 | 40 | 60 | 80 | 100 | 120 | 40 | 60 |
| 積立目安 月額 | 3.4 | 5.0 | 6.7 | 8.4 | 10.0 | 3.4 | 5.0 | 6.7 | 8.4 | 10.0 | 3.4 | 5.0 |
| 年間 税額 | 48 | 72 | 96 | 120 | 144 | 48 | 72 | 96 | 120 | 144 | 48 | 72 |
| 積立目安 月額 | 4.0 | 6.0 | 8.0 | 10.0 | 12.0 | 4.0 | 6.0 | 8.0 | 10.0 | 12.0 | 4.0 | 6.0 |

(注1) 上記積立目安額の計算については、簡便なものとするため、経過措置(※)により旧税率が適用されるものは考慮していません。
 ※ 経過措置が適用されるものについては、国税庁ホームページ (<http://www.nta.go.jp>) をご参照ください。
 (注2) 上記みなし仕入率は、原則として平成27年4月1日以後に開始する課税期間から適用されます。
 (注3) 課税事業者の方の申告所得税及び復興特別所得税が赤字申告となるような場合であっても、消費税及び地方消費税を納付していただく必要が生じる場合があります。

納付方法は

簡単・便利なダイレクト納付をご利用ください！

インターネットにアクセスできるパソコンをお持ちの方は、金融機関・税務署の窓口での納付に代えて、国税電子申告・納税システム(e-Tax)を利用した電子納税ができます。
 特に、ダイレクト納付は、①インターネットバンキングの契約が不要、②電子証明書やICカードリーダライタが不要、③即時又は納付日を指定して納付が可能、といった簡単・便利な電子納税方式となっておりますので、ぜひご利用ください。

詳しくは、e-Taxホームページ (<http://www.e-tax.nta.go.jp>) をご覧ください。



更に、個人事業者の方は

個人事業者の方は、安全・便利な振替納税もご利用いただけます！

個人事業者の消費税及び地方消費税や申告所得税及び復興特別所得税は、電子納税や金融機関・税務署の窓口での納付以外に、金融機関の預貯金口座から引き落としの方法により納付ができる振替納税がご利用になれます。

振替納税を利用される方は、税務署に備付けの「預貯金口座振替依頼書兼納付書送付依頼書」(国税庁ホームページからダウンロードすることもできます。)に必要事項を記入・押印の上、税務署又は金融機関に提出してください。

※ 振替納税の場合には、領収証書は発行されませんのでご注意ください。

任意の中間申告制度

○ 制度の概要

直前の課税期間の確定消費税額(地方消費税額を含まない年税額)が48万円以下の事業者(中間申告義務のない事業者)が、任意の中間申告書を提出する旨の届出書を納税地の所轄税務署長に提出した場合には、当該届出書を提出した日以後にその末日が最初に到来する6月中間申告対象期間(注1)から、自主的に中間申告・納付(注2)することができます。

(注1)「6月中間申告対象期間」とは、その課税期間開始の日以後6月の期間で、年1回の中間申告の対象となる期間をいいます。

(注2) 中間納付税額は、直前の課税期間の確定消費税額の1/2の額となります。また、中間納付税額と併せて地方消費税の中間納付税額を納付することとなります。

なお、任意の中間申告制度を適用する場合であっても、仮決算を行って計算した消費税額及び地方消費税額により中間申告・納付をすることができます。

《届出なし》

| 直前の課税期間の 確定消費税額 | 中間申告 回数 |
|--------------------|--------------|
| 48万円以下 | 中間申告 義務なし |



《届出あり》

| 直前の課税期間の 確定消費税額 | 中間申告 回数 |
|--------------------|---------------------|
| 48万円以下 | 任意の中間申告 (年1回)が可能 |

※ 「任意の中間申告書を提出する旨の届出書」は、国税庁ホームページ (<http://www.nta.go.jp>) からダウンロードできます。

留意事項

○ 任意の中間申告制度を適用した場合、6月中間申告対象期間の末日の翌日から2月以内に、所定の事項を記載した中間申告書を納税地の所轄税務署長に提出するとともに、その申告に係る消費税額及び地方消費税額を併せて納付する必要があります。

※ 期限までに納付されない場合には、延滞税が課される場合があります。

○ 中間申告書とその提出期限までに提出しなかった場合には、6月中間申告対象期間の末日に、任意の中間申告書を提出することの取りやめ届出書の提出があったものとみなされます。

※ 直前の課税期間の確定消費税額が48万円超の事業者(中間申告義務のある事業者)が中間申告書とその提出期限までに提出しない場合には、中間申告書の提出があったものとみなすこととされていますが、任意の中間申告制度の場合、中間申告書の提出があったものとみなされません(中間納付することができないこととなります。)

改正消費税法に関する相談

税務署では、消費税法の改正等について、「改正消費税相談コーナー」を設置して消費税法の改正内容、消費税の納付や価格表示等に関する相談を行っておりますので、最寄りの税務署にお尋ね下さい。

※ 税務署での面接による個別相談(関係書類等により具体的な事実関係を確認させていただく必要がある相談)を希望される方は、あらかじめ電話により面接日時等を予約していただくこととしておりますので、ご協力をお願いします。

第31回 法人会 全国青年の集い

高知大会 未来へ継ぐ“絆” 志国高知

新租税教育プログラムと

「税から見た石見銀山」アニメ 発表

第31回法人会全国青年の集い高知大会が「未来へ継ぐ“絆” 志国高知」の大会スローガンのもと、高知に於いて平成29年11月9日・10日、高知県民文化ホールなどで開催されました。本大会には林青年部会長以下11名で参加しました。

今大会では、9日に開催された全国租税教育活動のプレゼンテーションに石見大田法人会が中国地区代表として発表しました。発表内容は一昨年より取り組んでいる新租税教育プログラムや「税から見た石見銀山」アニメの取組を発表し奨励賞をいただきました。

当日は会場にて、石見大田法人会の取り組みを紹介するブースを設け、来場者へ広報することが出来ました。特に「税から見た石見銀山」アニメへの関心が高く、持参した配布資料は全て来場者へ説明と併せて手渡すことが出来ました。



2年後の2020年には、島根県で全国青年の集いが開催されます。

我々石見大田法人会青年部では、租税教育活動プレゼンテーションの設営担当を考えています。このため今回の高知大会はその調査も兼ねてのこととなり多くのメンバーに参加して頂きました。今回経験した事を活かして全国大会租税教育活動プログラム設営に活かしていきたいと思えます。

租税教育活動プレゼンテーション発表までの準備段階からメンバーの協力により無事実現することが出来ました。また、法人会メンバーからの励ましの言葉、事業への協力、多大なる支援をいただきましたこと、この場をお借りして御礼申し上げます。



全国の法人会各単位会で開催されている租税教室は、地元の小学生、中学生を対象に毎年開催されています。当法人会も地元小学校に出向き、毎年恒例の事業として定着する活動となっています。

本年度法人会青年部では市内小学校8校を担当しました。

年々租税教室を行う講師も増え、これを機に今後はさらに開催校を増やしていきます。

全国青年の集いで行われている、「租税教育活動プレゼンテーション」は、各地の素晴らしい取り組みを聞き、優秀な取り組みに各法人会青年部会長が投票し、優秀賞を決める事業です。今年は全国11の単位会がエントリーし、最優秀賞は福岡県直方法人会が受賞されました。毎年バラエティーにとんだ租税教育プログラムを拝見し、今後の取り組みに大変参考になる機会となりました。

翌日、部会長サミットへ参加しました。今年のテーマは「租税教育活動の質的向上を目指して」、サブテーマ1「現状の課題と今後の対策について」、サブテーマ2「子供たちが税の使い道について考える機会を提供するにはどうすべきかをテーマに約300名近い各単位会部会長が出席しワークショップが開催されました。

子どもたち一人ひとりに税を考え発表するディスカッションの手法を増やすことで自分の意見を持ち、他人の意見を尊重しながらどうすればよりよい社会が築けるのかを考える機会を提供でき、税への知識と意識向上が育まれると感じました。全国の事例や青年部会長の様々な取り組みや意見を聞くことで今後の糧となりました。

部会長サミット終了後、大会式典が行われました。記念講演は、高知出身の間寛平氏が講演されました。



「走ることで伝える大切な事～夢・出会い・絆～」のテーマで講演されました。我々青年部世代は知る人はいないお笑い芸人の間氏は、売れっ子時代から大変な額の借金を背負った時代、それでもお笑いは忘れず苦難に乗り越え、2011年には前人未到の40,000kmアスマラソンを完走した話など、どんな時も笑いを忘れずいまでも年齢関係なくチャレンジする姿勢に、会場は感動と大爆笑の渦に巻き込まれた、あっと言う間の1時間30分でした。

来年度は平成30年11月9日から岐阜県にて「全法連第32回法人会青年の集い岐阜大会」が行われます。

公益社団法人石見大田法人会

青年部 部会長 林 陽 一



船舶設備のスペシャリストを目指して



有限会社 中和電機公司

(こんす)



会社概要

会社名 有限会社 中和電機公司
所在地 本店 大田市仁摩町仁万1798-23
浜田店 浜田市原井町908-15-102
創業 昭和23年
代表者 原 勝正
平成15年～平成21年4月
一般社団法人 全国船舶無線協会
中国支部長
平成20年5月～現在
銀の道商工会 会長
公益財団法人 シルバーランド振興事業団
仁摩サンドミュージアム 理事長
加入団体 一般社団法人 全国船舶無線協会
(総務省外郭)
一般社団法人 日本船舶電装協会
(国土交通省外郭)

来歴

先代が昭和23年、旧満州国より敗戦によって引き揚げ、大田市仁万町で漁船用のバッテリーと集魚灯の取り扱いを始めたのが始まりです。その後、2代目となる原勝正が昭和43年、大学電気工学科卒業後に株式会社安川電機製作所勤務（昭和43年4月～昭和48年3月）を経て、昭和48年4月より現在に至るまで、有限会社中和電機公司代表取締役を務めています。

会社名の由来は、先代が満州で「満州国有鉄道会社（通称：満鉄）」に資材を納入しておりました「中和石灰セメント公司（こんす）」の名称を社長の許しを得て「中和電機公司（こんす）」と銘名したと聞いております。

当社の主要な取扱商品

空中に電波を発射する機器

- ・ 27MHz帯 25W SSB送受信機
- ・ 27MHz帯 1W DSB送受信機
- ・ 40MHz帯 5W DSB送受信機
- ・ レーダーシステム（プロット機能付）
- ・ テレサウンダー（巻網船）
- ・ GMDSS 遭難自動通報設備
- ・ 衛星船舶電話

搭載船は定期的に電波の質を検査する総務省管轄の登録点検業務が義務づけられる。

各種受信機

- ・ GPS受信機
- ・ 方位検出用GPSジャイロコンパス
- ・ 航跡記録装置（プロットシステム）

海中に超音波を発射する機器

- ・ 魚群探知機
- ・ 全周型・半周型ソナー（主に巻網船用）
- ・ 潮流計（三層又は五層）
- ・ 巻き網船用ゾンデ発振装置

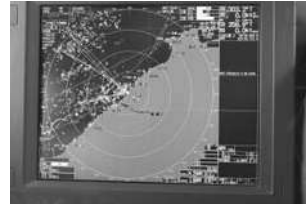
集魚灯の効力を発する機器

- ・ イカ釣り漁船や巻網巾着船に搭載する集魚灯用発電機及びJG検査品またはJCI検査品の配電盤（出力は10kVA～100kVA）
※JG（Japanese Government検査）、JCI（日本小型船舶検査機構）
- ・ 放電灯用安定器及び放電灯（主に3kW～5kW）
- ・ 船内充電設備（DC35V・5kW～3kW）
- ・ 船内バッテリー（120Ah、155Ah、200Ah他）

漁船建造に伴う電気設備の設計及び工事、JG及びJCI検査規格に合致する工事及び電機品

商品例の説明①

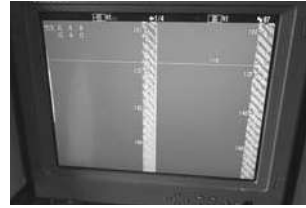
- ・ レーダーシステムによる自航跡及び他船航跡追尾装置
平成元年頃から漁労撈計器レーダー（周波数PoN型9410MHz、空中線電力25kW～50kW）が開発され、他船の航跡、位置、針



レーダーシステム
（プロッタ機能付）



航跡記録装置（プロッタ）



魚群探知機



三層潮流計



船内電源配電盤



自動操舵機
（オートパイロット）



レーダーシステム空中線装置

路が同時に識別できるようになりました。GPS受信機の精度向上やジャイロコンパスがGPS化、小型化されて、出航時にレーダーを駆動させるとモニタ画面に漁場の他船の操業状況が映し出され一目瞭然で判明できるようになりました。また、効率操業と自航跡による底引き網の落とし方や瀬の周辺の曳き方が判り、合わせて他船の位置・航跡も判明できるようになったことで、あっという間に流行りました、今迄の経験豊かな船頭でなくて、メカが好きな「茶髪のお兄ちゃん船頭」が登場しました。

しかし小型船で荒天の海での操業は船体の上下左右の揺れによってレーダーが捕捉した

他船の映像が失われキャッチできず、追尾不能が発生することも度々で、各メーカーはこの技術向上にしのぎを削りました。私共のメーカーも研究のために、荒天の冬海に乗船してデータ測定や洋上でのプリント基板の不具合状況などを調査し、レーダの性能向上に努力しました。

商品例の説明②

・マリンバッテリー

約15年前からジーエス・ユアサバッテリーのマリンバッテリーを船舶関係の商社に納入を始めました。私は山陰沖も含め、日本の漁業がいつまでも右肩上がり成長することに疑問がありました。競合他社との厳しい現実もあって、バッテリーの販売は紆余曲折の連続でした。最近では中国五県を含む西日本でも上位の取り扱いができるまで成長させました。平成16年に富山湾で起きた海王丸の座礁（新聞記事参照）の際には、船体の浸水により発電機能等が消滅したため、弊社がバッテリーを納入し、修理の為富山から横浜まで回航されました。

また、平成23年の東北大地震で多大な被害を受けた宮城県石巻市にある(株)ヤマニシ造船にも以前からバッテリーを納入しておりましたが、



島根県大型水産実習船「神海丸」



座礁した「海王丸」

新聞記事

昨年10月に台風23号で座礁した海王丸が横浜港に帰港した。座礁した海王丸は、船体の浸水により発電機能等が消滅したため、弊社がバッテリーを納入し、修理の為富山から横浜まで回航されました。



本報記者が座礁した海王丸の船中へ入り、その様子を見学した。海王丸は、船体の浸水により発電機能等が消滅したため、弊社がバッテリーを納入し、修理の為富山から横浜まで回航されました。

新聞記事
2005年4月13日（日経）

終わりに

大田市には、数多くの漁港があり、小型底引き網、いか船、定置網などの様々な漁業が行われています。

本市の漁業は、朝出漁して、夕方帰港して水揚げする一日漁の操業が中心で、鮮度の良い魚が水揚げされ、水揚げされた魚は夕市にかけられ、その日のうちに関西や九州に出荷されます。

平成25年、大田市静間町に県内でも有数の総合市場が整備され、今後ますます期待される産業です。

この様な大田市の漁業を支えているのが、当社を含む漁船保守関連事業者です。以前は鉄工所や造船所は、仁万地区の他に宅野地区、久手地区、波根地区、五十猛地区、温泉津地区にもありました。現在は、仁摩町仁万地区に集積していて、エンジンや油圧機械関係の鉄工所4社、FRP漁船の補修する船大工2社、そして私共の電装業者1社の7社のみとなりました。

島根県内で漁船メンテナンス事業所が7社存在しているところは他になく、当市の水産漁業、漁船漁業がこれから存続するためにも行政や地域の皆様にも、是非大切にお付き合いをしていただきたいと思います。

本文に掲載しました写真の一部は、JFしまねゆのつ所属の木曾様の御協力で提供していただきました。



e-Taxと法人会をPR

「税を考える週間」がスタートした11月14日（火）、女性部会は長久町「イオンタウン大田」、「みしまや大田長久店」、温泉津町「小川商店」の3カ所でe-Taxと法人会をPRするチラシとキッチンセットを配布しました。

当日は、女性部会員のほか、武藤石見大田税務署長、税務署職員、法人会事業委員の協力を得て、市民の皆様にe-Taxの普及推進と法人会への理解を深めていただくことを目的として行いました。



配布したキッチンセット

石見銀山を彩った人々

幕末の石見銀山

～長州軍と祖式信頼～

石見銀山ガイドの会
和上 豊子

▲クイズ▼

幕末、長州より兵をつれて石見銀山に到着、統治した祖式信頼のご先祖は、どこの出身でしょう。

- ①山口市 ②大田市 ③津和野町
…正解は文中にて

外国船の到来に日本中が大騒ぎ

幕末になると、外国船が北海道辺りに出沒したり、長崎にて貿易を求めるとし始めた。

文化5（1808）年、イギリス船が長崎に侵入した時は、当時の長崎奉行・松平康央は責任をとって切腹した。

外国船の到来に驚いた幕府は、天文方伊能忠敬に、日本沿岸の測量を命じた。石見地方は文化3（1806）年から測量を始め、温泉津・仁摩と進んだ。文政4（1821）年、大日本地図が完成した。

文政7（1824）年には、イギリス捕鯨船が常陸海岸へ上陸。略奪を行った。

幕府は、外国船を見つけたら打ち払えと指令を出した。しかし、その後も外国船は来航した。

このようなこともあった。

天保8（1837）年、アメリカ船モリソン号が日本人漂流民を護送して浦賀に入港した時である。浦賀奉行は「打ち払え」と砲撃したのである。

そこで幕府は、天保13（1842）年、「食料や水が乏しい船にはそれを与えて、帰しなさい」と。

黒船来航に大騒ぎ

嘉永6（1853）年6月3日、ペリーが率いる蒸気船サスケハナ号他4隻が浦賀に来航。大きな黒船に日本人は皆びっくり。ところが、当時の久里浜は砂浜で接岸できず、幕府は浦賀（神奈川県横須賀市）に回すよう誘導した。

ペリーの日本寄港目的の一つは、太平洋での捕鯨船の補給基地として、薪・水・食料などを供給してほしいということである。鯨油は潤滑油やランプとして使用する為、当時貴重であった。

しかし、大きな船に驚いた日本人は、「太平の眠りをさます上喜撰たった四杯で夜も眠れず」と狂歌を詠んだ。上喜撰とは緑茶。

ペリーが浦賀湾内深く入り込み、測量をするのを見て、幕府側は来日の目的を聞いたが、「大統領からの親書は誰にでも渡す訳にはいかない」というので、浦賀奉行がペリーと会見した。

この時、アメリカ合衆国大統領の国書が幕府に渡された。ペリーは、またの来航を伝えて、7月17日、江戸を離れ、香港へ向かった。

その10日後、12代將軍家慶が死去。後継者の家定は病弱で、とてもこの時代を乗り越えるような人ではなく、国内はますます騒然としてきた。

そして、翌安政元（1854）年2月11日、ペリーはサスケハナ号に乗り、浦賀に来航した。

今回は6隻である。

ところが、その後も3隻到着。

浦賀には見物人が多数集まり、大騒ぎとなった。

しかし、双方あわてることなく、まず、ペリー側が日本の使者をもてなした。食事が終わると、日本人は、残った料理をすべて一緒にして、懐紙に包んで帰ったとか。

そして、次は日本側がペリー達を招待した。

横浜で会談後、日本最高の料理を出し、大変な費用だったとか。しかし、肉料理はなく、うす味だったらしい。

3月31日、遂に開国を受け入れることになり、日米和親条約（神奈川条約）の締結となった。

この年は、日英・日露和親条約も結ばれている。

余談：この時ペリーから将軍へ、ミシンが送られたと言われている。

このような情勢の中、大森代官所でも国防ということ考えたのであろうか。安政2（1855）年6月11日付の回状で、「諸国寺院の梵鐘をもって大砲小銃に鋳換える」とし、銑鉄や錫・鉛・硝石等も出すようにとの触れが出ている。

浜田藩では遠見番所を4ヵ所設け、非常の際にはいつでも出勤できる態勢をとっていた。

そして、どこの藩でも、異国船を見つけたら直ちに知らせよ、など大変な気づかいをしていた。

文久3(1863)年、またもや大騒ぎ

そのような中、文久3（1863）年3月4日、14代将軍家茂は、孝明天皇と対面しようと、京都二条城に入った。それは、3代将軍徳川家光以来、229年ぶりの天皇と将軍の会見だった。

3月7日、参内。その席で、家茂は公卿達から強硬な攘夷決行（外国人を追い払え）を迫られ、仕方なく、攘夷を5月10日と奏上した。

ところが、その5月10日、長州藩は下関海峡を通過するアメリカ商船を砲撃。更に、23日にはフランス軍艦を、26日にはオランダ軍艦を砲撃し、攘夷を叫んだ。

その報復は、直ちに起こった。

6月1日にはアメリカ軍艦が下関砲台を攻撃。フランス艦隊は砲台を占拠した。

7月には、イギリス艦隊が生麦事件の報復として、鹿児島湾を攻撃した。

一方幕府は、攘夷とはいいいながらも、具体的には動かなかった。

そして、8月17日、天誅組が大和五条の代官所を襲撃し占領。「天領の代官所が襲撃された！」日本中に、大きな衝撃を与えた。

そこで、9月10日。「浜田藩兵300人が大森警備に出動する」という知らせが届いた。

大森代官所の警備体制は至って弱いので、銀山

領非常の際は、浜田藩・松江藩から出動と決まっていたからである。石見銀山領代官は、第56代横田新之丞である。

ところが、浜田藩兵300人が大森へ出動すると、大森側では手伝い人夫1000人を出さねばならない。銀山領の村々ではその手配に難渋した。

一般民衆には、世の中がどうなっているのか、さっぱりわからない。不安な日々であった。

9月20日頃には、芸州（広島）勢200名余も石見銀山領に到着し、警備にあたった。

元治元(1864)年、石見銀山も大騒ぎ

ところが、翌年（元治元・1864）、正月2日、突然芸州勢は引き上げていった。村人の不安は高まるばかりであるが、どうしようもない。

各村々では、自警体制をとることにした。

代官所からは、「非常の時に限り、町民にも帯刀を許す」と通達を出している。そして、「昼夜嚴重に見回りをせよ」とも。つまり、「自分の村は自分たちで守れ」ということだ。動員された人数は、領内でおおよそ1万人にもなった。

このような中、元治元年、石見銀山には、第57代代官鍋田三郎右衛門が着任した。

長州軍が石見路を攻めてくるのではないかと、人々が不安に思っている時だった。

そこへ、幕府の軍目付が石見路に入り、銀山領内の村々では、人夫、食料やわらじ、たい松、馬杵なども提供しなければならなくなった。

今迄にも何か起こると、金品を納める為、道具を質に入れたり、子どもを奉公に出したりしている百姓達にとって、またもや大変なことであった。

このような時、幕府側の参謀、西郷隆盛は長州に赴き、謝罪恭順するようすすめた。

8月5日には、アメリカ・イギリス・フランス・オランダの4ヵ国艦隊が、またもや下関を砲撃し、下関砲台をこわしてしまった。

その上、長州を征伐に来た幕府軍の藩兵が長州の周りを囲んでいる。第1次長州征伐である。

こんな状況の中、長州藩では攘夷を叫ぶ派はお

ろされてしまった。

そして、益田右衛門、福原越後、国司信濃の3家老は切腹となり、4人の参謀も打ち首となった。

長州藩は幕府軍に降参したのである。

そこで、幕府軍は、次々と撤退していった。

このような状況に、長州藩の人だけでなく、日本中の人々の不安はましていった。

ところが、この年も終わる頃の12月16日、高杉晋作率いる奇兵隊は、下関の会議所を襲撃し金を奪った。更に藩の軍艦も奪い、倒幕の拠点をつくった。

慶応元（1865）年4月、幕府より長州再征令が出たが、出兵は翌年6月となった。

慶応2（1866）年、薩長同盟締結

慶応2（1866）年1月21日、土佐の坂本竜馬と中岡慎太郎の努力で、遂に薩長同盟が結ばれた。これにより、倒幕の機運が高まった。

一方、幕府は第二次長州征伐の為の出兵を、各藩に促したが、強力な薩摩や親藩である尾張など、多くの藩が出兵に応じなかった。

6月7日から、幕府軍は長州藩領のあちこちから攻め始めた。ところが、高杉晋作率いる兵がそれを食い止め、取り返しもした。幕府軍の中では藩と藩が衝突。勝手に引き上げていく藩もあり、遂に幕府側は戦争放棄となった。

そこで、長州藩側の攻めは勢いづいた。

長州軍石見へ攻め込む～石州口の戦い

話は、慶応2年5月にもどる。

幕府は、浜田藩に紀州・福山・浜田・津和野・松江・鳥取各藩兵、およそ2万人を配置した。

攻めてきた長州軍側はおおよそ5千人で、総隊長は、大村益次郎。

5月17日、長州軍は津和野に攻め入った。

ところが、津和野藩は、すべての兵を津和野城内に集めた。「戦いはしません」という意志表示である。そこで、長州軍は津和野領内では何もせず、横田（今の益田市横田町）へ向かった。

片や幕府軍（紀州・福山の兵たち）は、益田市内のあちこちの寺に分宿していた。

6月16日、長州兵は津和野領（といっても、益

田に近い所に布陣）から益田方面へと進んだ。

津和野領と浜田領の境には扇原関門と呼ばれている関所があった。

扇原関門の戦い

浜田領側では、岸静江国治（きししずえくにはる）が、6人の部下、そして農民、獵師らと、この関門を守っていた。

そこへ、長州兵が姿を見せた。驚いた獵師が発砲すると、長州軍は一斉射撃。多勢に無勢。漁師達は驚いて逃げた。岸静江は6人の部下も逃げさせ、一人長州軍に対峙した。

そして、岸静江は仁王立ちのまま、戦死した。その姿に、長州軍は熱いものを感じたという。近くの梅月村西禅寺住職に、埋葬と供養を頼んだ。西禅寺には、岸静江の位牌と、岸が使っていたという槍の柄が今も残っている。



扇原関門跡（益田市多田町）

そこで、幕府側の浜田藩、紀州藩、福山藩、松江藩、鳥取藩は、浜田近辺に陣営を築いた。

そこへ、長州軍の総帥大村益次郎は、7月15日～17日にかけて、総攻撃を命じた。

幕府軍は、紀州兵も鳥取兵も松江兵も福山兵も浜田へ退却し、浜田城で会議を行った。退却していく藩が次々となるようになった。

会議では、浜田城を中心にして守備することとなったが、細かい方策がまとまらない中、福山藩も鳥取藩も帰国してしまった。

7月18日、浜田藩は遂に城や屋敷に火を付け、城主と侍は脱出した。そこへ、長州軍が浜田に入り、浜田領は長州支配地域となった。

余談：この時、浜田城が全部燃えてしまわなかったのは、燃やす薪がしめっていたからとか

その後の浜田藩

藩主武聰公は松江藩の汽船に乗り、松江にむかった。その後鳥取に到着。兄の池田慶徳公の元へ。

しかし、藩士の大半は、徒歩にて3百キロ先の新領地岡山県美作方面に向かった。新領地は、鶴田藩と称した。農家やお堂、お寺などを役所にした。新領地では、藩士は元より領民の難渋は、筆舌尽し難いものだったと言われている。

そのような状況の中であって、慶応2（1866）年、鶴田藩は民家を借りて、藩校「弘道館」を設立。だが、藩校で学べるのは身分が中以上の子弟のみ。そこで分校を設置し、多くの子弟が学べる環境をつくった。いずれも学費はとらなかった。

藩校職員の給与はわずかだったが、学問を大切にす姿勢は土地の人々に受け入れる心を創った。時には、藩主も登校して講義を聞いたりしたという。

後日談：明治元（1868）年1月、將軍徳川慶喜警護の為、浜田藩兵51名が大阪に到着し、鳥羽・伏見の戦いに参加した。

●官軍は薩摩・長州・安芸・土佐藩兵

約5千名

●旧幕府軍は会津・桑名・浜田藩他

1万5千名

およそ3倍の兵を擁する旧幕府軍は敗れた。

原因は大砲や小銃の装備の古さにあった。

また、片や羽織袴に対し、官軍は筒袖に股引（ズボンのような服）着用で、動きやすかったという。この戦争は、これから1年半にも及ぶ。

石見銀山鍋田代官の取り組み

第58代代官・鍋田三郎右衛門は、元治元（1864）年4月28日、石見銀山御料に着任。日本中が戦に巻き込まれている時だった。

逃げてくる人々、追ってくる人々。日本海もそういった人々を乗せて、船が行き交った。

『石見銀山異記 下』によると、

「慶応2（1866）年、第2次征長の役がおこり、石見と長州の国境で戦いが始まった」、

「7月20日、浜田藩中老、本田舎人が静岡の前原家へ立ち寄った。前原家では、大社の豪商、藤間寛左衛門方まで、かごで送った」また、

「23日、24日頃は、大田・邇摩の海岸では、松江、鳥取、紀州各藩の武士が、疲れた姿でぞろぞろと落ち延びて行った」

「石州口の総指揮官で、安藤飛驒守直裕も船で和江浦着。前原家で世話になり宿泊したが、いぼりちらし、評判は悪かった」

鍋田代官、石見銀山を脱出

このような状況の中、慶応2（1866）年7月20日、鍋田代官は役人や中間（ちゅうげん）85人を連れ、書類もまとめ、石見銀山の出張陣屋、上下町（広島県）を目指して落ち延びて行った。ここは明治元年1月16日、明治政府による新統治まで、大森代官所の管轄下にあった。

「鍋田代官は力が強い。4万8千石投げて行く」とも言われたそうだが、粕渕では熊谷三左衛門に年貢米を村に貸し出す指令を出したりした。

また、赤名では部下役人の宿泊料など自腹を切って支払い、代官所の今後の対応について、幕府に伺いを出したりしている。

残された家族は、どんなに心配したことだろう。

上下陣屋から倉敷へ移り、1年半滞在。75人が大森へ帰ったが、生活は苦しく、何度も嘆願書を提出した。明治4年3月、元役人27人に百五十両ずつ、元同心と中間48人には百両ずつ浜田県から支給されている。

祖式信頼、長州軍を率いて石見へ進駐

銀山領はもとより、各地住民にとって、世の中がどう変わっていくのか、よくわからない。逃げ延びてくる幕府軍。追う長州を中心とする官軍。

そのような時、石見銀山領へ進駐してきたのが、第一大隊二番中隊。中隊司令「祖式信頼」

祖式氏は、今の大田市祖式町出身。ご先祖の地に、中隊司令として帰ってきた。深い感動があったのではなかろうか。

先祖はどんな訳があって、萩へ移ったのか。
先祖の地に帰って来た信頼の心情は如何だった
ろうか。

祖式氏とは

祖式町に残る古文書「源姓祖式氏家系」によれば、詳細な年号などは不明。

「信濃国小笠原を領した頃は、小笠原氏を名乗り、兼長の頃、石州邑智郡祖式村を領した。そこで堅兼が祖式と改めた。堅兼は毛利元就公に属し、銀山の城の押さえとなった。弘治2（1556）年、元春（元就の次男）公が石州へ進まれた時御味方に参り、御感状等頂いた」。

毛利元就危うし、その時！

永禄2（1559）年7月7日、毛利元就と長男の隆元、次男の元春は、一万騎を率いて中国山脈を越え、本城常光が守る山吹城攻略に来た。

しかし、城の守りは堅く、攻撃すること3日にして撤退することにした。祖式城を目指した元就らの動きを知った常光の兵達が、激しく追撃した。

元就が沖泊道降路坂（ごうろざか）を超えた辺りで回りを見回すと、味方の兵は数えるほどしかおらず、覚悟を決めようとした時、渡辺通ら7人が、鎧兜を取り替え、元就の身代わりとなった。

渡辺通らは、目立つように敵を引き寄せ食い止めて、討ち死にした。「七騎坂」と呼ばれている。

七騎坂の道標は、温泉津町に2カ所ある。

1カ所は降路坂を下りて、西田の集落に入る所。渡辺通の墓と言われている墓石は、そこから更に山を登った所にある。もう1カ所は、温泉津警察署前の道を、更に北に向かって進むと、右手に七騎坂の説明板がある。

一方、元就は渡辺通らとは方向の全く異なる道をたどって、祖式堅兼が守る祖式城へ駆け込んだ。まさに、命がけの逃避行だった。

祖式町に残る文書によれば、元就らは祖式に4～5日滞在し、安芸吉田郡山城へ生還したようだ。

その後も祖式氏は、毛利氏の家臣として活躍した。そして関ヶ原の戦いの後、毛利氏が長門・周

防を領した際、祖式氏は毛利氏に従い、萩へ移り、濠の内に屋敷を与えられ、670石余の有力家臣として、幕末を迎えた。

祖式信頼隊の活躍

慶応2（1866）年7月25日、長州軍大森着。鍋田代官が脱出した5日後だった。先祖の地に帰って来た信頼の心情は如何だっただろうか。

信頼をはじめ長州軍がまず驚いたのは、「これは、元就公の像ではないか！」
長安寺に足を踏み入れた長州軍の隊士達は、藩祖である毛利元就が祀られているのを発見し、大感激をした。ここは徳川幕府直轄地なのに。

話はさかのぼる。永禄4（1561）年、元就は、山吹城内に自分が作った木造を安置し、「自分はいつもこの城を見守っているからのお」と言って、安芸吉田郡山城へ帰って行ったと言う。

元就が亡くなった元亀2（1571）年、毛利輝元は長安寺を建立し、この木造を長安寺に移した。

信頼達長州軍の胸に、これまで戦闘に勝ち通過した村々とは違う思いが心に湧いた。

最近の研究で、この木像の胎内の墨書銘から、新たな事実が判明。墨書によれば、「天正13（1585）銀山奉行・林就長が寄進」と記されていると言う。

また、寺の場所であるが、銀山町絵図（作製年不詳）では現在地と同じであるが、元文年中（1736～1740）本堂が類焼、銀山大谷（龍源寺間歩の辺り）にあったのが現在の地に移った、とも。

祖式信頼達は、長安寺が荒れているのを見て、長州藩の許可をもらい、造営することにした。

慶応3年2月上棟式、4月遷宮式、8月には完成。再建の大願主に毛利慶親の名がある。同年には庫裏の建築も行っている。

現在は、本殿・拝殿・随神門・鳥居の他に、灯笼17、用水溜2、手水鉢1、狛犬2が現存。

拝殿に向かって右手の狛犬の土台石には、「第一大隊二番中隊司令祖式信頼」と刻字が見える。

明治2（1869）年2月、明治天皇は、毛利元就



豊栄神社（大田市大森町）

に「豊栄（とよさか）」の神号をさずけた。それから「豊栄神社」と称すことになった。

今後の修復や運営をどうするか。山口藩からの送金もあまり期待できない。そこで提案されたのが、今あるお金を熊谷家に預け運用させることによる利子を使う考えだ。これを提案したのは長州藩出身の佐藤信寛。この頃、浜田県令（県知事）を務めていた（後に鳥根県知事も）。信寛は、佐藤栄作、岸信介の曾祖父にあたる。

銀山領内に百姓一揆が発生

鍋田代官が役人や中間を連れ、書類もまとめ、上下町を目指して落ち延びて行った頃、銀山領内は、戦に敗れて落ち延びていく者やスパイらしき者など見知らぬ人物がたくさん通りすぎて行った。そうした人たちが、百姓一揆を扇動したとも言われている。

このような情勢だから、百姓は米を売り惜しみした。すると、米1升が450文にもなった。大工賃が一日米3合と300文の頃である。

7月25日、鳥井村で一揆がおこり、領内の村々（今の大田市内）の富裕な家々を襲った。中には、おこわりをいう家や酒や飯を出したりする家もあり、そこでは乱暴はしなかったようだ。

長州軍は、西田で一揆と接触。「悪いようにはしないから、帰りなさい」と言ったが、聞き入れなかったので発砲。3人が射殺され、さすがに一揆群も解散したという。

その後、長州軍が一揆の首謀者を詮索。3人が逮捕され、断罪となったという。長州軍は石見銀山領に入るや、このような事件に出会った。

明治2年8月2日、大森県が設置され、石見銀山領と浜田領、隠岐県とを併せ治めることになり、信頼達は10月、大森を去り、長州に引き上げた。

萩にみかんを植えたのは

萩と言えば夏みかん。この夏みかんは、いつ頃、誰の手により、萩で栽培されるようになったの。

文化14（1817）年11月19日、萩藩士・祖式半助正良に次男高政誕生。高政は、長じて同藩士小幡小平太の養子となった。祖式家は540石余、小幡家は470石。いずれも中以上の家格。

小幡高政は藩の諸職を歴任し、幕末の安政・文久の頃は、大阪・江戸・京都の留守居役となり、藩主の命を受けて、公武の間を国事に奔走。藩主から賞されたこともしばしばだったという。

安政6（1859）年10月27日、江戸評定所にて、吉田松陰に死罪申し渡しの席に、長州藩代表として立ちあつた。

慶応2（1866）年、四境戦争が起こると、大隊の二中隊を率いて安芸国へ出陣した。

明治元（1868）～明治9（1876）年迄、民政主事や宇都宮県参事、小倉県令（県知事）等を歴任。明治9年母の病により帰郷。

兄の祖式宗助、宍戸氏らと耐久社を結成。

明治10年、夏みかんの苗一万本を購入し、裏庭や空き地に植えた。当時、士族の事業は失敗が多かったが、夏みかんは成功した。

【参考文献】

- ・「石見の郷土史話」山根俊久著
- ・「浜田城燃ゆ」小寺雅夫著
- ・「萩市史」第2巻 萩市史編纂委員会
- ・「江津市史」江津市史編纂委員会
- ・「石見銀山百か寺」三瓶古文書を読もう会
- ・「長州戦争」野口武彦著
- ・「温泉津町誌 中巻」温泉津町誌編纂委員会
- ・「城下町萩」古川 薫著
- ・「萩の町を歩く」歩く旅シリーズ 山と溪谷社

石見神楽広域連絡協議会より 感謝状を受章

12月16日（土）、浜田合同庁舎で開催された「石見神楽広域連絡協議会総会」において、当法人会が、「石見神楽振興に寄与する企業等への感謝状」の贈呈を受けました。



当協議会は、平成25年、石見神楽の保存・継承促進のため、関係団体の広域連携により石見神楽振興施策に係る政策議論の実施、情報交換、および情報の共有を目的として立ち上げられました。

当会は平成25年より、社会貢献活動の一環として、石見銀山神楽連盟（大田市）の協力を得ながら、伝統芸能である「石見神楽」を「子ども神楽」として幼少期から子供達に取り組む姿をより

多くの市民に披露する機会の提供と地域文化の保全を目的に「子ども神楽大会」を開催しており、この度、その功績が認められて感謝状の受章となりました。

地域振興のためには石見神楽の有効活用は極めて重要な視点であり、今後も当会としても継続的な支援を行っていきたいと考えています。



第6回 大田市子ども神楽大会

去る12月3日（日）、大田市の「あすてらす大ホール」にて、「第6回大田市子ども神楽大会」を開催しました。

大会には大田市から五社中、市外から一社中の計六つの神楽団が参加し、熱演を披露しました。

漁業や商業の神様である恵比寿様が鯛を釣り上げる様子を舞った「恵比寿」、第14代天皇・帯中津日子（たらしなかつひこ）が、異国より日本に攻め来る数万騎の軍勢を迎え撃ち、その中に身に翼があり黒雲で飛びまわる「塵輪（じんりん）」という悪鬼が、人々を害していると聞き、天皇自ら天の鹿兎弓（あめかごゆみ）、天の羽々矢（あめ

はばや）をもってこれを退治する姿を舞った「塵輪」など多種多様な八つの演目を披露し、特に神楽の花形である「大蛇」では、六体の大蛇が息の合った技を見せ、須佐之男命が次々と大蛇の首を取る迫力ある舞を披露し、観客から大きな拍手を受けました。

この大会は、石見地域に永年に亘り受け継がれてきた伝統芸能である「石見神楽」を「子ども神楽」として幼少期から子供達が取り組む姿をより多くの市民に披露する機会の提供と地域文化の保全を目的として開催しており、今年度で6回目を迎えました。

子ども神楽体験教室

「第6回大田市子ども神楽大会」に合わせて、同会場にて午前9時より石見銀山神楽連盟の主催で「子ども神楽体験教室」が開催されました。

「体験教室」では、1歳から小学6年生までの沢山の子供達が、神楽で使用する小道具作りや、大蛇の頭や胴、煌びやかな刺繍をした衣装に触れたり、身に着けるなどを体験、普段は経験できない体験に目を輝かせていました。





田中公道さん 半寿記念リサイタル開催

世界で活躍されている80歳で現役テノール歌手、田中公道さんのリサイタルが3月11日、大田町の男女共同参画センターあすてらすホールで開催され、会場の聴衆者を魅了した。

田中さんは大田市大代町のご出身。今年も南米に公演予定があり、昨年までに国内外あわせて2100回以上の公演を行われています。

長年の功績に対して各地において6回の表彰を受けておられます。

今回のリサイタルは田中さんが3月14日に81歳の誕生日を迎えることから、大田市文化協会（石賀了会長）が81歳を祝う半寿を冠して企画され、大田市音楽協会、大代町連合自治会などが協賛して行われたものです。

リサイタルは東日本大震災の犠牲となられた方々に対する黙とうに始まり、妻の宏子さんのピアノ伴奏でオペラ「リゴレット」の「女心の歌」「トゥーランドット」の「誰も寝てはならぬ」、日本の楽曲「波千鳥」のほかカンツオーネ、シャンソンなど12曲を、曲の背景やエピソードなどを紹介しながらの熱唱でした。ホールには田中さんの豊かで艶のある澄んだ歌声が響き渡りました。アンコール曲は「マイウエイ」大田市にゆかりの深い作詞家岩谷時子さんの訳詞での熱唱でした。田中さんは昨年より近畿大田市人会の会長となられ、これからも精力的に多方面にわたりご活躍されることでしょう。



島根ふるさとフェア2018

1月20・21日の両日、広島県立総合体育館・ハノーバー庭園・旧広島市民球場跡地において、島根ふるさとフェアが開催されました。

隣接県であり島根県の観光入り込み客数のトップを占める広島県での恒例イベントであり、本年21回目を迎え、両日合わせて16万1千人もの来場者で賑わい、第1回からの来場者数が300万人を突破しました。

今回のテーマは「さあ行こう！ご縁の国しまねを体感」。島根県内の19市町村がブースに趣向を凝らし、特産品の販売や観光PR等、地域の魅力や観光資源を紹介し、情報発信が行われました。

会場は屋内外に分かれており、大田市の屋内ブースでは、観光案内と鯖寿司や地元産の米、海

産物や蒲鉾等の特産品販売が行われ、石見銀山世界遺産センターブースでは、VRでの大久保間歩体験などで石見銀山の魅力を分かりやすく解説していました。

地域の伝統芸能の魅力を伝える「しまねふるさとステージ」では、土江子ども神楽団の神楽上演が行われ多くの人で賑わいました。

野外ブースの「しまねあつあつ屋台村内」と「しまねわくわく体験広場」では、地元食材の使った飲食販売や木工体験などがあり、大好評でした。

ご自身と家族の
未来を守る。

大同生命の収入リリーフは、お亡くなりになった場合はもちろん、要介護状態になって収入がなくなるリスクからご家族を守ります！

収入リリーフ

無配当介護収入保障保険（無解約払戻金型）

- 1** **ポイント** お亡くなりになった場合と要介護状態になった場合の2つのリスクにそなえることができます！

 - お亡くなりになった場合は死亡年金を、当社所定の高度障がい状態となった場合は高度障がい年金を、公的介護保険制度の要介護3以上に認定された場合などは介護年金をお支払いします。ただし、各年金は重複してはお支払いしません。
- 2** **ポイント** お支払いする年金でご家族の生活費を確保できます！

 - 年数の経過に伴い推移する必要な資金（生活費など）に合わせたそなえが可能です。
- 3** **ポイント** 保険期間満了時に健康祝金が受け取れます！

 - 保険期間満了まで各年金の支払事由に該当しなかった場合、健康祝金（基準年金年額×10%）をお支払いします。

※この保険には、解約払戻金・配当金はありません。また、更新はなく、保険料払込期間中の保険料は一定です。
 ※年金支払開始時、または年金支払期間中に「未支払の年金の現価」を一括で受け取れますが、受取金総額は年金として受け取る場合の累計額を下回ります。
 ◎この資料は、平成29年3月現在の商品内容・税制に基づいて記載しており、将来変更となることがあります。
 ◎ご検討・ご契約にあたっては、「設計書[契約概要]」「注意喚起情報」「ご契約のしおり」「約款」を必ずご覧ください。

引受保険会社

DAIDO 大同生命保険株式会社

山陰支社 出雲営業所/
島根県出雲市塩冶善行町12番地2（中村ビル3F）TEL 0853-21-4552

F-28-1042（平成29年3月21日）

法人会会員企業にお勤めの皆様は、お一人からでも集団取扱の割安な保険料でご加入いただけます。

これからの医療の進歩を見据え、
「生きるためのがん保険」を
新しくします。

アフラックは
がん保険
契約件数 **No.1**
平成29年版「インシュアランス生命保険統計号」



おすすめポイント

① 通院保障

三大治療^(※1)のための
通院や、所定の通院期間中
(365日以内)の通院を
日数無制限で保障。

**② 三大治療・
先進医療の保障**

がんの主な治療法である
三大治療や、健康保険が
適用されない**先進医療**^(※2)も
しっかり保障。

**③ 生活の質を
落とさない為のケア**

がん治療による**外見の
変化**^(※3)や、「がん」の痛みを
和らげるための**緩和ケア**^(※4)
にも備えられます。

(※1)三大治療とは手術、放射線治療、抗がん剤治療・ホルモン剤治療を指します。(※2)保障の対象となる先進医療は、厚生労働大臣が認める医療技術で、医療技術ごとに適応症(対象となる疾患・症状等)および実施する医療機関が限定されています。また、厚生労働大臣が認める医療技術・適応症・実施する医療機関は随時見直されます。(※3)外見ケア特約を付加した場合。(※4)緩和療養特約を付加した場合。

NEW

生きるための
がん保険
Days 1

NEW
女性特有のがんにも手厚い
生きるための
がん保険
Days 1

NEW
あなたの保障を最新化
生きるための
がん保険
Days 1 プラス

「生きる」を創る。

Aflac アフラック

島根支社 〒690-0003 松江市朝日町498-6 松江駅前第一生命ビルディング5F

法人会フリーダイヤル ☎ 0120-876-505

※今後の対応は担当の募集代理店が行ないます。

〈代理店〉 有限会社 キアリス TEL 0120-021-316

トータルコンサルティングオフィス FAX 0854-82-9297

〒694-0064 大田市大田町大田口993番地2

AFツツ摩-2018-5008 2月1日

引受保険会社

資料請求はインターネットでお気軽にどうぞ!

アフラック 法人会

検索

法人会がん保険制度
全国法人会総連合

◎商品の詳細は「契約概要」等をご覧ください。

ずぼら

物事をきちんとしない、だらしがないことを「ずぼら」といいますが、この言葉の出所は坊主の倒語「ずぼう」の転訛という説があるそうです。「坊主」という言葉は、そもそも「坊の主」つまり宿坊の主（あるじ）ということで敬称だったのですが、時代とともに仕事を怠けたり酒色に溺れたりする僧侶も現れ、「ずぼら」のような言葉が生まれたようです。

話は変わって税金の話題。

我が国の宗教法人には、税金がかからないと思われている方もいらっしゃるのではないのでしょうか。実は、宗教法人はお布施やお賽銭など宗教活動から得た収入には税金がかかりませんが、駐車場収入や幼稚園経営など収益事業から得た所得には税金がかかるのです。

ですから、宗教法人であっても申告するためには、宗教活動と収益事業との明確な区分を必要とされています。「ずぼら」な経理をしては適正な申告を行えないのは、全てに共通なのです。



どんぶり勘定

手もとにある金にまかせて、帳面どころか、ろくな控えもなしに、気ままに支払いを済ますことを“どんぶり勘定”といっています。

“どんぶり”というと、てんどん、かつどんのどんぶり鉢を思い浮かべますが、この場合の“どんぶり”とは、大工さんなどの職人が着ける腹がけについている物入れのことをいいます。

昔、職人さんが、“どんぶり”の中にお金を入れておいて出し入れしたことから、こういわれることになったそうです。

事業の発展や、正しい申告のためには、自分で自分の所得を正しく把握する必要があります。

そのためには、“どんぶり勘定”ではなく、帳簿をしっかりと記帳することが事業をしている人にとってとても大切なことです。



編集後記

会報「天領」63号をお届けします。どうか年度末までに発行したいと頑張りました。発送は少し遅れるようです。

石見銀山関係の歴史物語は江戸時代の終わりを和上先生に書いていただきました。これだけのページ数を書いていただくにはかなりの日数もかかったと思います。本当にありがとうございました。

さて今回は、裏表紙に大田市で縁結びの活動をされています、「はぴこ」の皆さんの広告を載せました。大田商工会議所女性部を中心に活動され

ています。結婚相手を探しておられる方はぜひ申し込んでください。

似合いの相手を探していただけるようです。島根県が応援している、しまね縁結びサポートセンターのグループです。仲人役のはぴこさんも募集中だそうです。

次回は、夏の終わりぐらいの発行を予定しています。新商品や、企業紹介の記事を募集しています。

広報委員会 委員長 河村 賢治



AIG 損保

法人会のビジネスガード

Business Guard Series

会員企業をサポートする、AIG 損保のリスクソリューション

法人会のハイパーメディカル

会社で入る医療補償

業務災害総合保険
 疾病入院医療費用保険金・
 疾病入院医療保険金 等セット



会社で入る
医療補償



地震災害の
リスクをガード

法人会のハイパー任意労災

政府労災の上乗せ補償

業務災害総合保険
 地震・噴火・津波危険補償特約 等セット

充実の福利厚生サービス※

- 電話相談サービス(24時間電話健康相談・介護相談ホットライン)
- メンタルケアカウンセリングサービス
- セカンドオピニオンアレンジサービス
- 生活習慣病サポートサービス

※本サービスは AIG 損害保険株式会社がティーバック株式会社に委託してご提供します。ご契約の内容により、ご利用可能なサービスが異なりますので、お問い合わせください。

この広告は保険の概要をご説明したものです。

AIG 損害保険株式会社

〒105-8602 東京都港区虎ノ門4-3-20
 03-6848-8500
 午前9時～午後5時(土・日・祝日・年末年始を除く)
<http://www.aig.co.jp/sonpo>



お問い合わせ・お申し込みは

松江支店

〒690-0006
 松江市伊勢宮町519-1 松江大同生命ビル3階
 TEL. 0852-26-2781 FAX. 0852-26-2776
 (受付時間:午前9時から午後5時まで 土・日・祝日・年末年始を除く)

結婚相談
無料

あなたの縁結びを応援します
による結婚相談所

縁結び
ボランティア
はぴこ

大田はぴこ 交流サロン

「今まで出会いがなくて・・・」

「真剣に結婚をを考えてみようかな・・・」

そんなあなたの相談に無料で応じます。

結婚したい気持ちはあっても、いざ結婚となると何から

はじめていいのかわからなかったり、どこに相談すれば

いいかと悩んでいる人はとて多いのでは・・・。

まずは、気軽に「はぴこ」に相談してみませんか？

日時 毎月 第2金曜日 午後7時～9時（最終受付：午後8時30分）

場所 大田商工会議所（大田市大田町大田イ309-2）
※会場は変更になることがあります。

お問い合わせ <大田はぴこ会> ☎080-2940-7266
受付時間▶平日10:00～18:00・毎月第2金曜日10:00～21:00

相談や申込に必要なもの ①運転免許証、保険証などの、お名前と住所を確認できるもの。
②申込をされる場合は、写真（上半身1枚・全身1枚）を撮らせていただきます。

公益社団法人石見大田法人会
会報「天領」第63号

平成30年3月発行

公益社団法人
石見大田法人会 大田市大田町 大田商工会議所内 TEL 0854-82-0765
発行所 編集 広報委員会委員長 河村賢治
印刷 (有)つきはし印刷 大田市鳥井町鳥越 413-42 TEL 0854-82-0540